

令和7年4月
入学予定の保護者様



「小学校及び中学校入学援助金」 「母子・父子家庭等児童入学及び就職祝金」

市では、令和7年4月にご入学される児童を養育している非課税世帯及びひとり親などのご家庭に、援助金・祝金を支給します。

※支給を受けるには裏面に記載の対象者の要件に該当する必要があります。
要件に該当するか、必ずご確認のうえ申請をして下さい。

◆申請受付期間◆

令和7年2月3日(月) ~ 令和7年5月30(金)

※土曜・日曜・祝日は、原則オンライン申請のみ受付可能です。申請方法は市ホームページをご確認ください。

◆支給額◆

入学援助金

小学校入学 児童1人につき***2,000円
中学校入学 児童1人につき***5,000円

入学祝金・就職祝金

小学校入学 児童1人につき***2,000円
中学校・高等学校入学及び中学卒業と同時に就職
児童1人につき***5,000円

◆注意事項◆

- ※申請期限を過ぎてしまうと支給を受けることができませんので、ご注意ください。
- ※2つの制度を重複して申請することはできません。
- ※いずれの制度も生活保護世帯は対象外です。
- ※小・中学校でご申請いただく学務課の就学援助制度とは別の制度です。
- ※申請の前に、下記検索・二次元コードから市ホームページを確認してください。



キーワード検索



船橋市 入学援助金 入学祝金 検索

二次元コード



入学援助金



入学祝金

〈裏面へ〉

小学校及び中学校入学援助金

生活保護に準ずる程度に困窮する世帯で、経済的理由により、小学校又は中学校への就学が困難な児童の保護者に対して、援助金の支給を予定しています。

対象者

令和7年3月31日時点で船橋市に住民登録があり、令和7年4月に小学校又は中学校に入学する児童と同居する世帯で、次のいずれかの要件を満たす世帯。

- ① 令和6年度の市民税所得割が非課税の世帯
- ② 児童扶養手当受給者（証書をお持ちの方）
- ③ 所得が児童扶養手当受給者と同程度の世帯で、次の要件を満たす世帯
 - ③-ア 令和6年度の公的料金が減免又は支払いを猶予されている世帯
⇒ 市民税・個人事業税・固定資産税・国民健康保険料・介護保険料などが災害等の理由により、減免又は猶予されている。
 - ③-イ 社会福祉協議会から生活福祉資金の貸付を受けている世帯
 - ③-ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子等福祉資金の貸付を受けている世帯

母子・父子家庭等児童入学及び就職祝金

ひとり親家庭や父母がいないため、祖父母等が養育者となっている世帯を対象に、令和7年4月に小学校、中学校及び高等学校等に入学又は、中学校卒業と同時に就職する児童を養育している保護者に対して、入学及び就職祝金の支給を予定しています。

対象者

令和7年3月31日に船橋市に住民登録があり、令和7年4月に小学校、中学校及び高等学校に入学、又は中学校卒業と同時に就職する児童を養育する世帯で、次のいずれかの要件を満たす世帯。

- ① ひとり親家庭において児童を養育している母又は父
- ② 父母がいない場合、又は父母が児童を監護しない場合において児童と同居し養育する、児童の父母以外の者

※申請方法や必要書類は市ホームページをご覧ください。
(ホームページからも申請ができます)。



船橋市役所 こども家庭部 子育て給付課 児童助成係・ひとり親家庭助成係

小学校及び中学校入学援助金担当 ⇒ TEL 047-436-2316

母子父子家庭等児童入学及び就職祝金担当 ⇒ TEL 047-436-3316

受付時間：平日9:00~17:00